

公益財団法人横須賀市健康福祉財団
指定介護予防支援事業所（本庁第二地域包括支援センター）運営規程

（事業の目的）

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する本庁第二地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

2 事業所は、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。

3 事業の実施に当たっては、保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、地域の保健・医療・福祉各サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 本庁第二地域包括支援センター

（2）所 在 地 横須賀市三春町2丁目12番地（三春コミュニティセンター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は別表第1のとおりとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、土曜日は午前8時30分から午前12時までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表第2のとおりとする。ただし、介護保険給付、地域支援事業費の支給又は生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、当該利用料は不要とする。

（1）指定介護予防支援の提供は、介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令の規定）に従って実施する。

（2）利用者の相談を受ける場所は事業所内又は利用者の自宅とする。

（3）サービス担当者会議の開催場所は事業所内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。

- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て署名又は記名押印した文書を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (6) 担当職員による居宅訪問は、提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3カ月に1回、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときに行うものとする。
- (7) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (8) モニタリングは、少なくとも1カ月に1回実施し、その結果を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市の区域（日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・三春町・富士見町・田戸台・深田台・望洋台・佐野町）とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント解決)

第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置し、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。

2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。

3 提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）の定めるところにより、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して横須賀市（以下「市」という。）が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる

ものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、担当職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

2 事業所は、サービス提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策に関する事項）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修（第10条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他必要な研修

2 従業者、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、文書により示す

こととする。

- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

第9条及び第10条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第5条の規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

第2条第3項及び第6条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

第5条第1項第2号の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第6条の規定は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

第6条別表第2及び第8条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

第9条、第11条及び第13条第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1及び第6条別表第2の規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

〔令和6年4月1日現在〕

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、センターの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも包括的・継続的ケアマネジメント及び指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- 2 担当職員
主任介護支援専門員 1名（常勤、管理者兼務）
主任介護支援専門員 1名（常勤）
看護師 2名（常勤）
社会福祉士 2名（常勤）
介護支援専門員 1名（常勤）
担当職員は、包括的・継続的ケアマネジメント及び指定介護予防支援の提供に当たる。
- 3 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務を行う。

別表第2(第6条)

介護予防支援の利用料金表（令和6年4月改定）

【基本利用料】

取扱要件	利用者負担金	
	自己負担額	保険給付額
介護予防支援費(1)	無料	4,791円

【加算】以下の要件を満たす場合、基本利用料に加算されます。自己負担額無料。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し、介護予防支援を行った場合	3,252円
委託連携加算	利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する	3,252円